

Togo Central

東郷中央

土地区画整理組合だより

2015.11

No. 4



調和のとれた街並みで「美しいまちなみ大賞」を受賞している金沢市の瑞樹団地を視察(H27. 9. 13)

晩秋の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、組合事業に格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本事業につきましては、換地設計や補償物件調査を進める一方で工事に必要な各種手続き・関係機関協議を行い、工事発注に向けた準備を進めて参りました。10月には、今年度発注する工事の設計書がまとまりましたので、去る11月9日、工事2件について指名業者7者による競争入札を実施しました。入札では、2件とも大林道路株式会社が落札し、翌11月10日付けで同社と工事請負契約書を締結しました。工事箇所等は、本書に掲載しておりますので、ご覧下さい。

工事においては、事前に警察等関係機関と協議し、迂回路を設けるなど交通安全等に万全を期して参りますが、皆様も十分にお気を付けください。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

現在、瀬戸大府東海線西側のエリアでは、利便施設集約ゾーンや、計画道路等に位置する建物等の物件調査を進めさせて頂いています。作業は順調に進んでおり、皆様のご協力に心よりお礼申し上げます。

理事長 近藤 教文

第3回総代会について

《議案》

- ・第1号議案「平成27年度収支補正予算について」
- ・第2号議案「平成27年度借入金の限度額変更について」



【平成27年度収支補正予算 概要】

平成27年度収支予算に基づき、事業の推進を図ってまいりましたが、その後の関係機関協議や事業の進捗状況に応じ、補正予算案を作成し、10月24日開催の第3回総代会において、原案どおり可決されました。

○収入の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	補 正 額	補正後予算額	摘 要
補 助 金	90,000,000	△ 24,600,000	65,400,000	
助 成 金	0	0	0	
保留地処分金	0	0	0	
雑 収 入	1,000	14,503	15,503	
借 入 金	350,000,000	146,200,000	496,200,000	借入金限度額の引上げ
繰 越 金	37,999,000	385,497	38,384,497	
合 計	478,000,000	122,000,000	600,000,000	

○支出の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	補 正 額	補正後予算額	摘 要
工 事 費	167,500,000	15,500,000	183,000,000	和合ヶ丘・新池線水路築造工・仮設道路工、春木川右岸橋台・護岸工
補 償 費	0	20,000,000	20,000,000	建物等物件移転費
移 設 費	3,000,000	3,000,000	6,000,000	農業用水管移設 (和合ヶ丘・新池線交差部)
法第2条第2項 事業費	30,000,000	0	30,000,000	水道企業団への設計委託及び仮設配管布設工事負担金等
調査設計費	199,700,000	△ 4,000,000	195,700,000	工事設計, 補償調査, 換地設計, 測量等
会 議 費	80,000	0	80,000	役員会、総代会等
事 務 所 費	37,490,000	△ 900,000	36,590,000	報酬, 給料, 旅費, 事務委託費, 備品, 需用費, 事務所建設費, 借地料, 保険等
負 担 金	29,000,000	△ 9,000,000	20,000,000	農業用水決済金 (H28工事予定範囲)
借入金利子	3,500,000	△ 2,000,000	1,500,000	
雑 支 出	730,000	50,000	780,000	街づくり協会, 連合会会費, 慶弔費等
借入金償還金	0	99,999,000	99,999,000	借入先変更のための償還
予 備 費	7,000,000	△ 649,000	6,351,000	
合 計	478,000,000	122,000,000	600,000,000	



届出のお願い

1) 土地、建物の権利などを異動するとき（定款第84条）

組合からの重要な書類の発送や各種通知などを組合員にもれなく行う必要がありますので、次の場合は、必ず組合へ届出してくださいをお願いします。

- 1 土地、建物を売買したとき
- 2 相続、贈与等により所有権を移転したとき
- 3 抵当権、地役権、小作権、その他の権利を設定又は解除したとき
- 4 土地を分筆又は合筆したり、地積の誤謬を訂正したとき
- 5 住所を変更したとき

2) 建築行為などが制限されます（土地区画整理法第76条）

建築行為など次のことを行う場合は、東郷町長の許可が必要となります。許可申請書には組合の意見書が必要となりますので、許可申請の前に組合と協議してください。

- 1 建築物、工作物(塀、車庫、よう壁、駐車場の舗装)等の新築、増築、改築
- 2 土地の形質の変更
- 3 移動が容易でない物(5 t以上)を設置若しくはたい積するとき

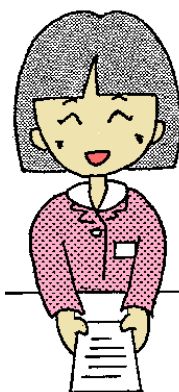
ご意見・ご質問は、お気軽に組合役員又は組合事務所までどうぞ！

住所：〒470-0162 愛知郡東郷町大字春木字北反田 1424 番地1

TEL：0561-76-1720 FAX：0561-76-1722

メールアドレス：togocho.kukaku1720@sage.ocn.ne.jp

❖❖月～金 午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）❖❖
土日祝日はお休みです。



[年末年始のお知らせ]

次の期間休業とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

期間：平成27年12月29日(火)～

平成28年1月4日(月)

平成28年1月5日(火)より平常どおり業務を行います。

